



解決方法がわからない不動産のお悩み…。 不動産鑑定士に おまかせください。

お答えいただいたのは…

不動産鑑定士
平館 智子さん

① 土地や建物の価値を適正に判定します。

土地や建物など不動産の価値を適正に評価し、その価値にふさわしい価格を判定できる唯一の国家資格を持った専門家。それが、不動産鑑定士です。個人や法人が所有している不動産について、それぞれの条件を考慮しつつ最も有効な活用方法や売

買・相続に関するアドバイスをおこなったり、土地の開発計画などの相談に応じたりする場合があります。

毎年春に国が発表している「地価公示」や、秋に

公表される「都道府県地価調査」など全国の土地価格の鑑定評価のほか、各市町村が管轄している固定資産税算出のための標準宅地評価も不動産鑑定士の仕事です。

いずれの鑑定評価においても、第三者的な立場から厳に公正な判定をおこなっています。

② どのようなご相談にも対応します。

「いま持っている不動産には、どれくらいの価値があるだろうか」「長年住んできたマイホームを納得のいくかたちで処分したい」「土地や建物を親族で公平に分割したい」「大家さんから家賃を値上げすると言わ

れたが、金額は妥当なのか」など、不動産にまつわるさまざまな疑問やお悩みにお応えします。最近では、「空き家の管理や処分に困っている」といったご相談が増えています。全国的にも問題になっている「空き家」には相続が大きく関連しています。相続時のトラブルを避けるためには、ご自身での対応が難しくなる前に、早めに検討しておくことが大切です。あらかじめご家族と情報を共有し、備えておけば、万が一のときにも安心です。

ご相談の際は、不動産の登記事項証明書や固定資産税の評価証明、賃貸借契約書などがお手元にあると、よりの確で具体的な対応が可能になります。

③ 無料相談会は、定期的に開催。

北海道不動産鑑定士協会では定期的に無料相談会を実施しておりますので、ぜひお気軽にご利用ください。新型コロナウイルス感染症対策のため、従来の対面による相談は休止しておりますが、お電話やオンラインによる相談形式にて、受け付けております。予約制になっておりますので、当協会までお問い合わせください。



定期的な無料相談会もぜひ活用を!

北海道不動産鑑定士協会 定期不動産 無料相談

要予約

■日時:

毎月第3木曜
9:00~12:00

■場所:同協会

(札幌市中央区北1条西3丁目
STV時計台通ビル1F入口東向き)

■お問い合わせ:同協会

(受付平日9:00~17:00)

☎011-222-8145



不動産鑑定士は、不動産の価格を適正に判定できる唯一の国家資格です。

取材協力／公益社団法人 北海道不動産鑑定士協会
TEL011-222-8145 <http://www.harea.or.jp>

北海道不動産鑑定士協会

検索